

いわき市原子力防災訓練の概要

平成 29 年 8 月 31 日

いわき市 原子力対策課

1 訓練の目的

福島第一原子力発電事故の教訓を踏まえ、原子力発電所の不測の事態を想定した原子力防災訓練を実施することにより、緊急時において、市、関係機関及び住民が円滑に対応できるよう、防災体制の確立を図るとともに、市民及び防災関係機関の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 訓練の内容

(1) 訓練概要

- ・ 市内 13 地区のうち、原発により近い北部地区から順次訓練を実施（H25～）
- ・ 防災活動においては「共助」が重要となることから、行政区単位で訓練を行い、行政区役員、民生・児童委員、消防団員、地区住民等が中心となって参加。
- ・ 水害、地震・津波等の災害とは異なる「原子力災害の特殊性」について理解してもらう必要があるため、図上訓練と実動訓練を組み合わせ、一地区に対して 2 年間かけて訓練を実施。
- ・ 各行政区の地域事情（山間部、都市部）等を考慮した原子力災害時の防災活動について、住民が主体的に検討し、実動訓練においてその実効性を検証する。



地区名	行政区数	参加者数（延べ）
久之浜・大久	13	279
小川	18	436
四倉	45	715
川前	16	205
平(1)	23	実施中
平(2)	24	実施中
合 計	139	1635

いわき市における原子力防災訓練の実施状況

(2) 内容詳細（各地区において図上訓練4回＋実動訓練）

時期		訓練内容
1年目	図上訓練（1回目）	【座学】 原子力災害時における防護措置について <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達の重要性 ・ 屋内退避の重要性 ・ 避難方法と避難先市町村 【ワークショップ】 災害時における情報伝達の課題の抽出
	図上訓練（2回目）	【座学】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共助の取り組み ・ 実動訓練（前年）の報告 【ワークショップ】 情報伝達における課題の解決方法の検討
2年目	図上訓練（3回目）	【座学】 原子力災害時における防護措置について （1年目の振り返り） 【ワークショップ】 避難における課題の抽出と解決方法の検討
	図上訓練（4回目）	【座学】 避難行動要支援者制度について 【ワークショップ】 避難行動要支援者等の避難における課題の抽出と解決方法の検討
	実動訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避指示、避難指示の情報伝達訓練 ・ 一時集合場所までの避難訓練 ・ 仮想避難所までの避難訓練

3 訓練の様子



座学の様子



ワークショップの様子

A collage of four photographs showing scenes from the training event. Top left: A woman in a white shirt pointing at a screen. Top middle: A large table covered with a white cloth, displaying various items. Top right: A group of people sitting around a table, engaged in a discussion. Bottom right: A man in a white shirt standing in a room with posters on the wall.

平成29年度 いわき市原子力防災訓練

平地区 第3回

日時：平成29年6月27日
18:30～20:30



本訓練の目的と位置づけ

1 目的

原子力発電所の不測の事態を想定した原子力防災訓練を実施することにより、緊急時において、市、関係機関及び住民が円滑に対応できるよう、**防災体制の確立**を図るとともに、市民及び防災関係機関の**防災意識の高揚**を図ることを目的とする。

本訓練の目的と位置づけ

2 本訓練の位置付け

県原子力災害広域避難計画

: 地域防災計画に定める暫定重点区域13市町村の全域を対象とした避難計画

市原子力災害広域避難計画

: いわき市一時集合場所～避難所までの避難計画

地区原子力災害避難計画

: 自宅から一時集合場所までの避難要領

地区の避難における課題の洗い出し

課題に対する解決策の検討

課題に対する対応策の決定、地区原子力災害避難計画（案）の検討

実動訓練による検証

昨年度

第1回図上

第2回図上

本年度

第3回図上

第4回図上

実動

本日のスケジュール

時 間		実 施 項 目
18:30~ 18:35	5分	【挨拶等】 ①挨拶 ②訓練スケジュール・実施要領の説明
18:35~ 18:55	20分	【講 義】 原子力防災の手引きと地区避難実施計画
18:55~ 19:00	5分	【ワークショップ】(実施要領の説明)
19:00~ 19:35	35分	【ワークショップ】(グループ検討) 地区避難計画(情報伝達要領)の作成
19:35~ 19:50	15分	【ワークショップ】(グループ発表・意見交換) 代表グループによる発表・意見交換 (各グループ3分程度)
19:50~ 19:55	5分	【ワークショップ】(実施要領の説明)
19:55~ 20:25	30分	【ワークショップ】(グループ検討) 地区避難計画(避難実施要領(一般))の作成
20:25~ 20:30	5分	【まとめ】 ①本日の訓練の成果 ②次回の訓練概要の紹介

市が取り組む原子力防災

○ 経緯

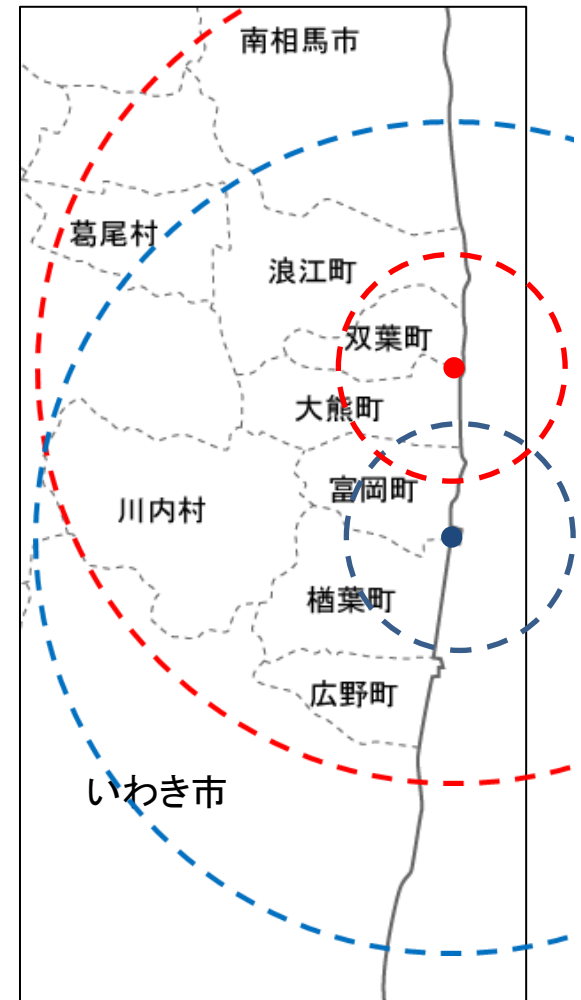
・福島第一原発の事故当時

本市は原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ※原発から概ね8~10km)に含まれておらず、国・県及び東京電力株から迅速かつ十分な情報提供を受けられなかった。

・福島第一原発の事故後

平成24年11月、福島県地域防災計画にていわき市が「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ※一般的に原発から概ね30km)」に指定されたことから、原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づき、地域防災計画(原子力災害対策編)を策定し、原子力災害に対する防護措置を講じることになった。

EPZ(原発から10km)→UPZ(原発から30km)



○ 原子力防災の対象となる原子力施設

① 東京電力福島第一原子力発電所

⇒ 廃炉が決定したことから、「原子力発電所」ではない

➡ しかし、溶け落ちた核燃料(デブリ)を取出す廃炉作業に30年～40年はかかり、核燃料(デブリ)が存在し続けるという危険性(リスク)が存在。

② 東京電力福島第二原子力発電所

⇒ 安定して冷温停止している

➡ しかし、燃料を保管しているという危険性(リスク)が存在。

(1) 原子力災害が発生するリスクを減らす

① 福島第一原発への取り組み

30年～40年続く廃炉作業が、安全に進むようにまた、市民に影響を与えないように監視する。

- ・ 平成24年7月

「**原子力発電所に係る通報連絡に関する協定**」を
東京電力と締結

⇒ 国・県を經由し本市へ連絡されていた情報が、東電から本市へ「直接」通報されることとなり、より迅速な通報連絡体制を構築。

(1) 原子力災害が発生するリスクを減らす

- 平成27年1月
継続的な働きかけにより、安全確保協定を改訂
⇒ 福島県十原発周辺の13市町村(いわき市)で構成される「廃炉安全監視協議会」を通じ、本市も立入検査が可能になる。



(2) 万が一に備えて、原子力防災の体制を構築する

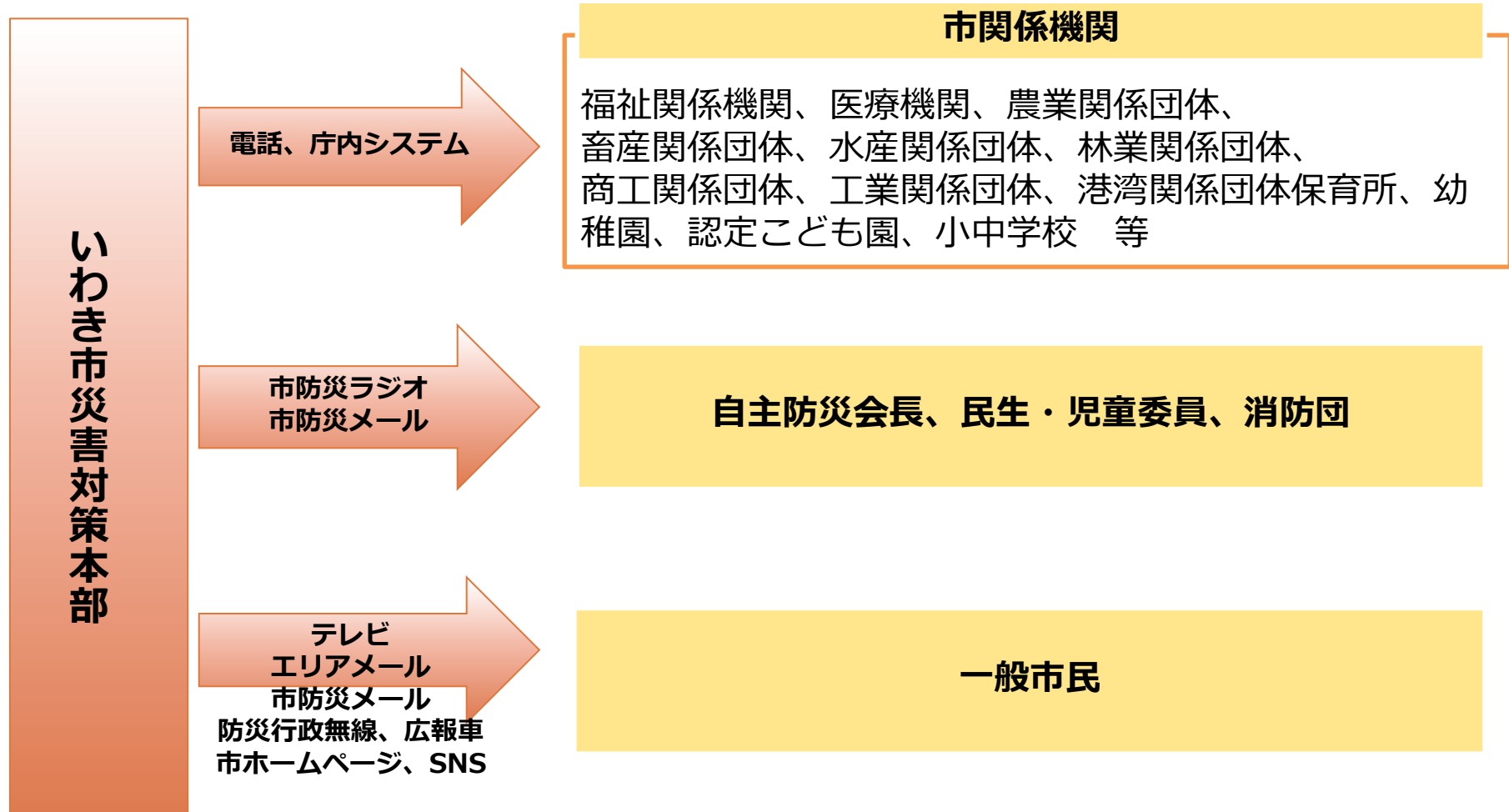
時 期	内 容
平成24年 7月	原子力発電所に係る通報連絡に関する協定を東京電力と締結
平成25年～現在	原子力防災訓練の実施
平成27年 1月	本市も立入検査が可能に
平成28年 3月	市原子力災害広域避難計画の策定
平成29年 4月	原子力防災の手引き(暫定版)の配付にて計画の周知

(3) 避難に関する事態の推移



いわき市原子力災害広域避難計画

(4) 市からの指示・連絡



いわき市原子力災害広域避難計画

(4) 市からの指示・連絡

災害情報伝達手段	伝達範囲	情報量	情報伝達形態
防災行政無線 (屋外拡声子局)	△	○	受け身
防災行政無線 (個別受信機)	△	○	受け身
エリアメール・緊急速報メール	◎	○	受け身
市防災メール(登録制)	◎	◎	主体的+受け身
市公式SNS(Twitter、Facebook)	◎	◎	主体的
コミュニティ放送 (ラジオ保有者)	◎	◎	主体的
テレビ	◎	◎	主体的
備考	◎:広い ○:普通 △:限定	◎:詳細 ○:限定	

災害情報確認手段の例

テレビ(データ放送)

①お手持ちのテレビリモコンの「dボタン」を押す。

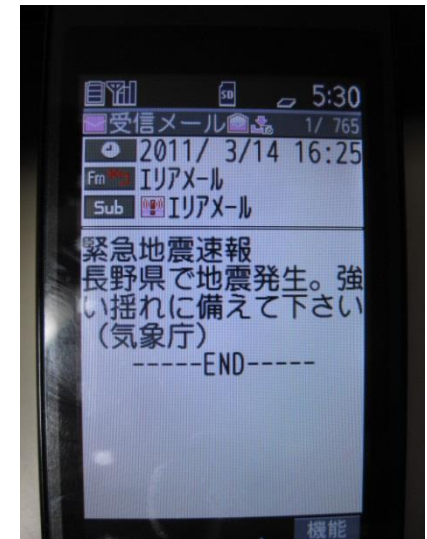
②「災害・避難情報」を選択。(NHKの場合)



市防災ラジオ



エリアメール



(5) 屋内退避措置

「屋内退避措置」とは

- 周辺住民が屋内に入り、建物の気密性を高めるなどにより、放射線の影響を防ぐことをいう。
- 原子力災害が発生した場合、まず、「屋内退避」が有効な防護対策となり、屋内退避の確実な実施を行う。



なぜ屋内退避が重要か

原子力災害に対する防護措置

⇒ 放射線による被ばく量を減らす

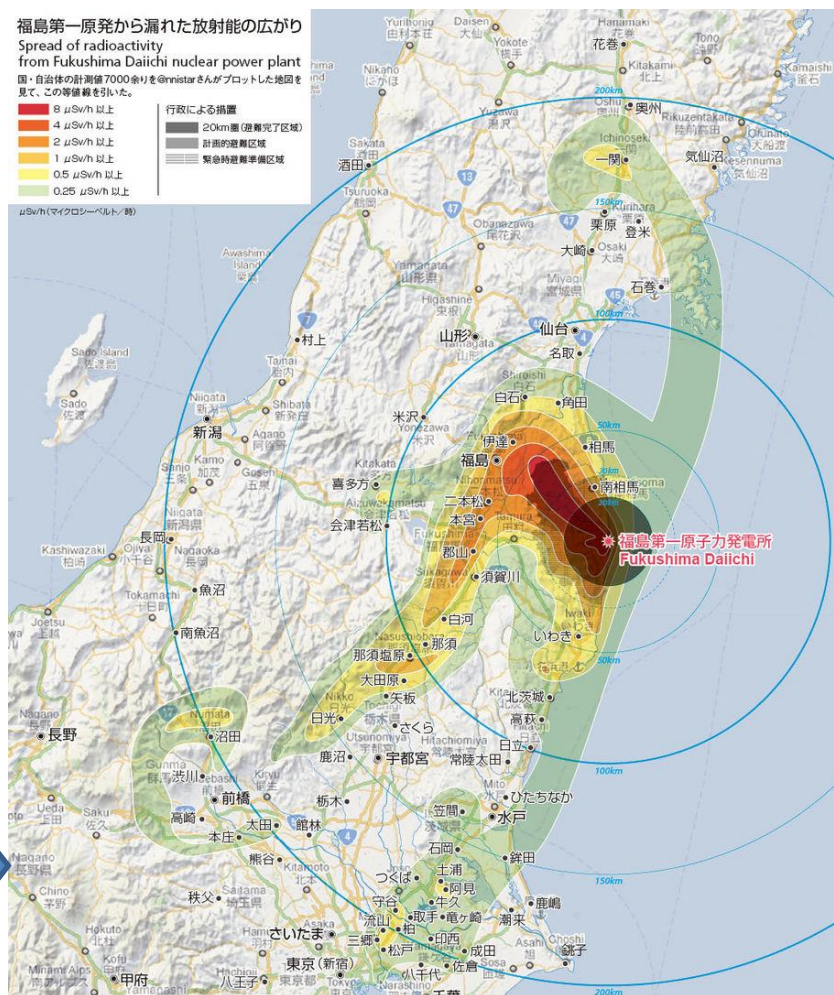
しかし、

東京電力福島第一原発事故の教訓の一つ

⇒ 放射性物質が拡散する量、タイミング、方向を予測することは困難

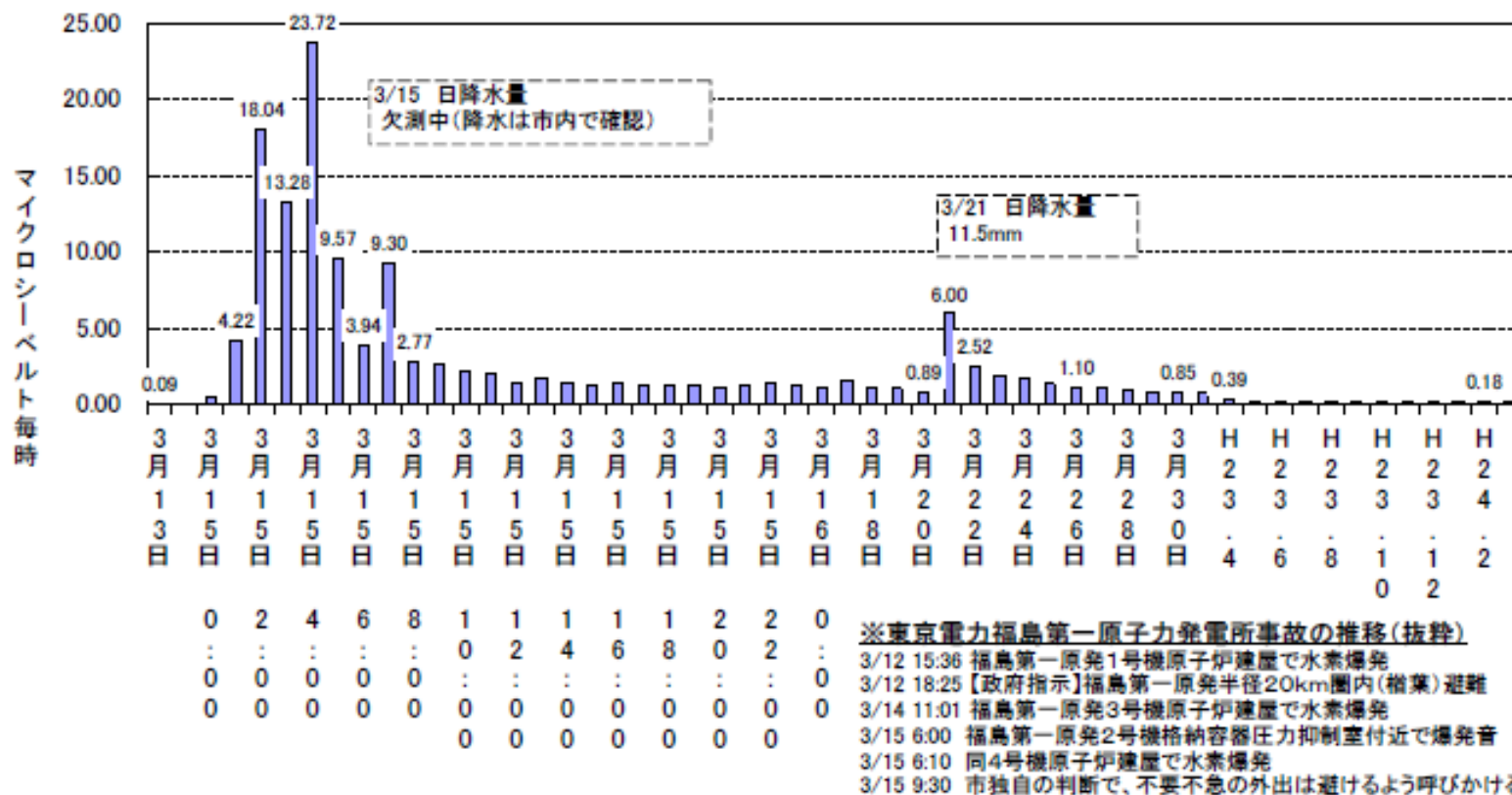
福島第一原発事故による放射性物質の拡散の様子

風向きが絶えず変わることから、全方位に拡散



なぜ屋内退避が重要か

福島第一原発事故時のいわき市の放射線量の推移



測定日

測定場所: 県いわき合同庁舎(1m測定高さ)

いわき市原子力災害広域避難計画

(6) 屋内退避の方法

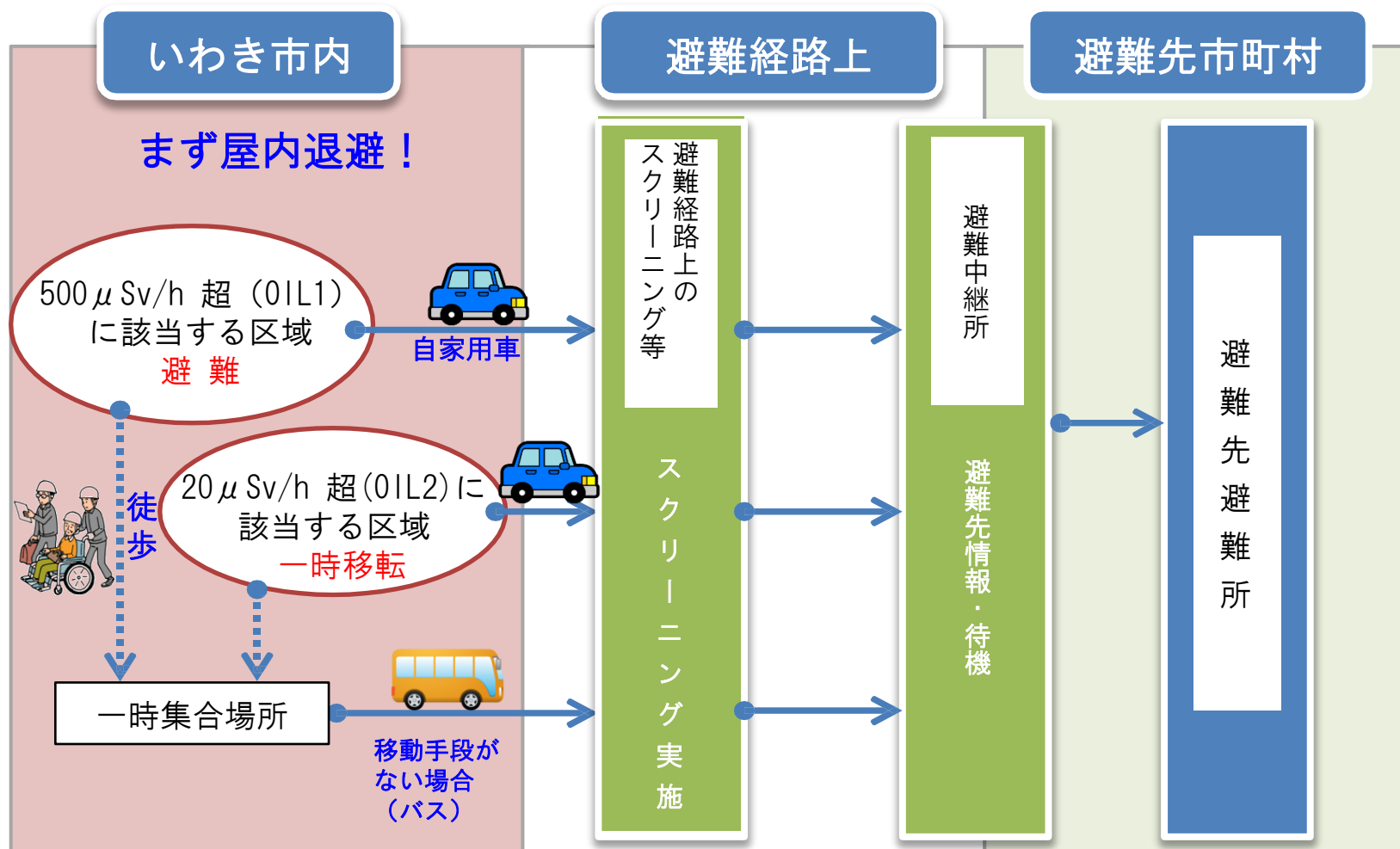
チェックポイント

- ドアや窓を全部閉める
- エアコン、換気扇を止める
- 食品にフタやラップをする
- 外から入るときは手・顔を洗い、衣服を着替える
- ペットを家の中に入れる
- 避難指示が出た際の持ち出し品をまとめる



いわき市原子力災害広域避難計画

(7) 広域避難手順



いわき市原子力災害広域避難計画

一時集合場所 一覧

協議会名	行政区	一時集合場所
神谷地区 区長協議会	中神谷西	平第六小学校
	中神谷北	
	中神谷南	
	平47区（塩）	平第二中学校
	平48区（鎌田）	
	平49区（上神谷）	平第六小学校
	平50区（上片寄）	いわき市北部憩いの家
平51区（下片寄）		
夏井地区 区長協議会	山崎区	夏井小学校
	菅波区	
	上大越区	
	荒田目区	
	下大越区	藤間中学校
	藤間区	
草野地区 区長協議会	大字泉崎区	草野小学校
	下神谷区	草野中学校
	赤沼区	草野小学校
	六十枚区	草野中学校
	原高野区	草野小学校
	馬目区	
	絹谷区	
	北神谷区	
	水品区	

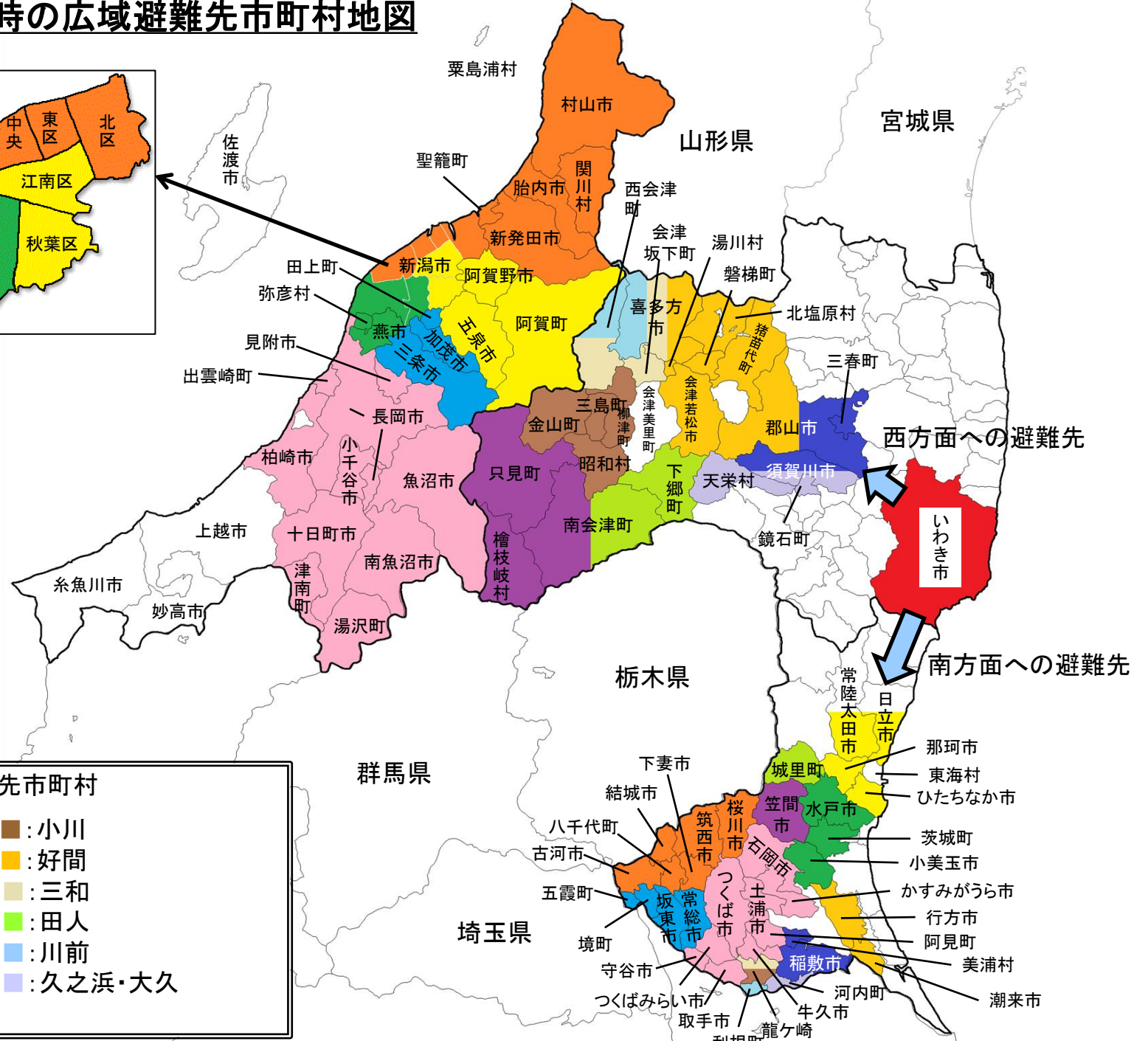
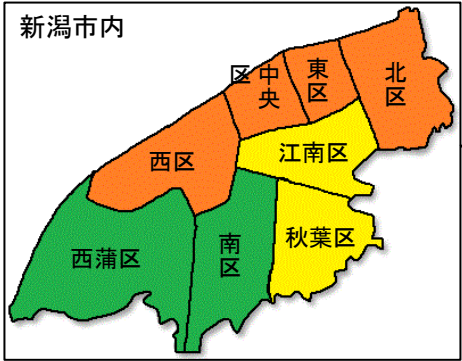
いわき市原子力災害広域避難計画

(8) 避難先の考え方

- ア 地震・津波における同時被災のリスクが少ない西方面と、降雪等の気象状況による避難のリスクが少ない南方面の複数方向の避難先を定める。

- イ 地域コミュニティの維持や円滑な住民支援を図るため、可能な限り避難する地区が複数の市町村に分散しないよう、避難先を定める。

原子力災害時の広域避難先市町村地図



各市区の避難先市町村

平	小川
小名浜	好間
勿来	三和
常磐	田人
内郷	川前
四倉	久之浜・大久
遠野	

地区避難実施計画

原子力災害の特徴

	地震 	津波 	洪水 	土砂崩れ 	原子力災害 
発生地域	不特定	沿岸部	河川流域	急傾斜地	原発立地・ 周辺地域
事前の備え	いわき市防災マップ				原子力防災の 手引き
前兆	なし	地震	大雨・増水	大雨・地震	地震・津波・ 人為的トラブル
発信情報	緊急地震速報	津波警報	氾濫警戒情報	土砂災害警戒情報	原子力災害情報
発生前対応	-	高台に逃げる	避難所（高台） に逃げる	避難所に逃げる	情報に留意
覚知	揺れ	目視	目視	目視	実感なし
発生後対応	退避	-	-	-	屋内退避→ 市外避難
前兆から覚知まで	数秒	数分～数十分	数時間～数日	数時間～数日	数時間～数日
避難距離	ほぼ無し	数百m	数百m	数百m	数十～百km

地区原子力災害避難計画について

(1) 原子力災害時の共助のポイント

①情報収集・伝達

- 国からの指示が、福島県を通じて、いわき市に通知される
→いわき市から区長等に伝達される。

・区長等から地域住民に伝達すること

実施要領

②避難支援

- 市域を越える避難は、県
- 一時集合場所から避難所までは、市

・居住地から一時集合場所に避難すること

実施要領

③要支援者への対応

- 市は区長、民生・児童委員、消防団等の協力を得て実施

・要支援者の避難を支援すること

実施要領

地区原子力災害避難計画について

地区原子力災害避難計画

〇〇地区防災会

目 次

I 全 般	1
1 本計画の位置付け	
2 いわき市原子力災害避難計画の概要	
II 地区避難実施計画（情報伝達要領）	3
1 区長から各世帯への連絡	
2 民生・児童委員から各世帯への連絡	
3 消防団から各世帯への連絡	
4 テレビ・ラジオ、防災行政無線、メール等による連絡	
III 地区避難実施計画（避難実施要領）	4
1 自家用車で避難可能な者	
2 自家用車で避難ができない者	
3 避難行動要支援者（施設入所者）	
4 避難行動要支援者（在 宅）	

別紙類

- 別紙1「情報連絡系統図」
- 別紙2「広報経路図」
- 別紙3「避難行動要支援者避難実施要領」

地区原子力災害避難計画（〇〇地区）

1 本計画の位置付け

本計画はいわき市原子力災害避難計画に基づく避難対策を、地区単位で円滑に実施するため川前地区における情報伝達要領及び避難誘導要領について定めたものです。

福島県原子力災害広域避難計画	：地域防災計画に定める暫定重点区域 13市町村の全域を対象とした避難
いわき市原子力災害広域避難計画	：いわき市一時集台場所～避難所までの 避難計画
地区原子力災害避難計画	：自宅から一時集台場所までの避難要領

2 いわき市原子力災害避難計画の概要

(1) 避難対象区域

いわき市原子力災害避難計画における避難対象区域は、いわき市が緊急時防護措置を要する区域（U P Z（福島第二原子力発電所から30km圏内））に指定されていることから、市内全域を想定した避難計画としています。



(2) 緊急事態区分及び初動フロー

緊急事態に至った場合、以下の区分に基づき避難等の緊急時対応が行われます。

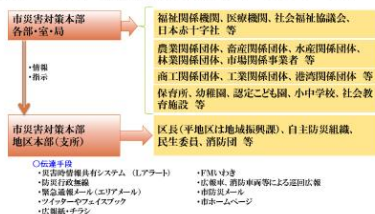
緊急事態区分	県及び市の対応	住民等の行動
警戒事態 （原子力発電所の避難区域）	・緊急警報、情報伝達、連絡体制の確保 ・事前もとのシグナルの発信	・今後の情報等に留意
施設敷地緊急事態 （原子力発電所からの避難区域、周辺からの避難等）	・緊急警報、特別伝達、連絡体制の確保 ・緊急時からの伝達 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について ・住民等へ注意喚起 ・屋内退避準備	・屋内退避の準備 ・今後の指示・情報等に留意
全面緊急事態 （原子力発電所からの避難区域、周辺からの避難等）	・県及び自治体等への要請等 ・緊急時からの伝達 ・住民等への情報提供 ・屋内退避の実施 ・安定ヨウ素剤の服用準備 ・避難等の準備	・屋内退避の実施 ・避難の準備 ・今後の指示・情報等に留意 ・屋内退避
原子力緊急事態宣言 （内閣府発表）	・OIT2=20μSv以上の検量 ・避難の実施 ・安定ヨウ素剤の服用指示	・線量の高い地域から 順次避難

地区原子力災害避難計画について

地区原子力災害避難計画 (〇〇地区)

(3) 避難誘導に係る連絡系統

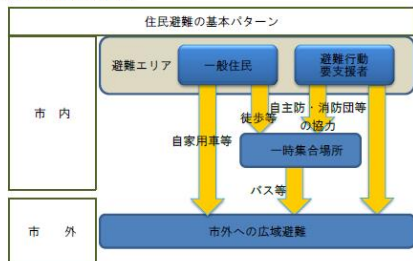
避難に係る情報は以下の連絡系統により伝達されます。区長等から各世帯への連絡については、地区原子力災害避難計画において定めています。



(4) 避難の手順

避難は以下の手順により行われます。自家用車での避難が可能な方は、指定された避難所へ直接避難してください。

自家用車での移動ができない方は、地区原子力災害避難計画に基づき一時集合場所まで避難してください。避難所までは福島県もしくはいわき市等の手配した車両での避難となります。



地区原子力災害避難計画 (〇〇地区)

II 地区避難実施計画 (情報伝達要領)

緊急時においては、いわき市川前地区本部 (川前支所) から各区区長及び民生・児童委員に対して電話等で連絡を行います。各区区長等から各世帯への連絡は、以下の要領に基づいて実施します。

1 区長から各世帯への連絡

- いわき市川前地区本部 (川前支所) より区長に連絡を行う。
- 区長は班長、自主防災組織班長、消防団班長、公民館班長及び子ども会会長に電話で連絡する。
- 各班長はあらかじめ定めた補助者 (前班長もしくは次年度班長) とともに、各世帯へ電話で連絡する。

【連絡手段】

- ①電話
- ②戸別訪問

2 民生・児童委員から各世帯への連絡

- いわき市川前地区本部 (川前支所) より民生・児童委員に連絡を行う。
- 民生・児童委員は、区長、消防団、自主防災組織へ電話で連絡する。
- 民生・児童委員は、避難行動要支援者へ電話で連絡する。

【連絡手段】

- ①電話
- ②戸別訪問

別紙1「情報連絡系統図」

3 消防団から各世帯への連絡

- 消防団は消防団車両を用いて広報を行う。
- 広報経路は別紙2の通り

別紙2「広報経路図」

4 テレビ・ラジオ、防災行政無線、メール等による連絡

テレビ・ラジオ、防災行政無線及び携帯電話等へのメールにより情報を配信しますので、注意してください。

地区原子力災害避難計画 (〇〇地区)

III 地区避難実施計画 (避難実施要領)

市から避難指示が出された場合、各世帯住民は以下の要領に基づき避難してください。

1 自家用車で避難可能な者

- 避難先施設: 〇〇〇 (市外避難所)
- 避難手段: 自家用車
- 避難経路: 国道〇〇～県道〇〇～市道〇〇
- 誘導方法: 警察の誘導に従い、各戸ごとに避難する。
- 避難確認方法:
避難開始にあたっては、避難したい時期、行先、避難者数を記入した用紙を玄関先に貼るものとする。
区長は、各世帯の玄関先を確認し、用紙を確認し、回収する。

2 自家用車で避難ができない者

- 一時集合場所: 小川中学校
- 避難手段: 徒歩、役員所有車両、消防団車両
- 支援担当: 区長、民生・児童委員、消防団
- 避難確認方法:
避難者は一時集合場所において、誰と、いつ移動したかを区長に報告する。

一時集合場所から避難先施設

- 避難先施設: 〇〇〇 (市外避難所)
- 避難手段: 県・市が準備する車両
- 避難経路: 国道〇〇～県道〇〇～市道〇〇

地区原子力災害避難計画について

地区原子力災害避難計画 (〇〇地区)

3 避難行動要支援者（施設入所者）
施設に入所されている避難行動要支援者は、施設毎の避難計画により避難することとする。

4 避難行動要支援者（在宅）
(1) 一時集合場所：小川中学校
(2) 避難方法：避難行動要支援者ごとに作成する「避難行動要支援者名簿」に基づき、一時集合場所まで避難を行う。

一時集合場所から避難先施設

(1) 避難先施設：〇〇〇〇（市外避難所）
(2) 避難手段：県・市が準備する車両
(3) 避難経路：国道〇〇～県道〇〇～市道〇〇

別紙3「避難行動要支援者避難実施要領」

避難行動要支援者とは

東日本大震災の教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正されました。この中で、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられるなど、円滑かつ安全な避難を確保するための措置の拡充等がなされました。

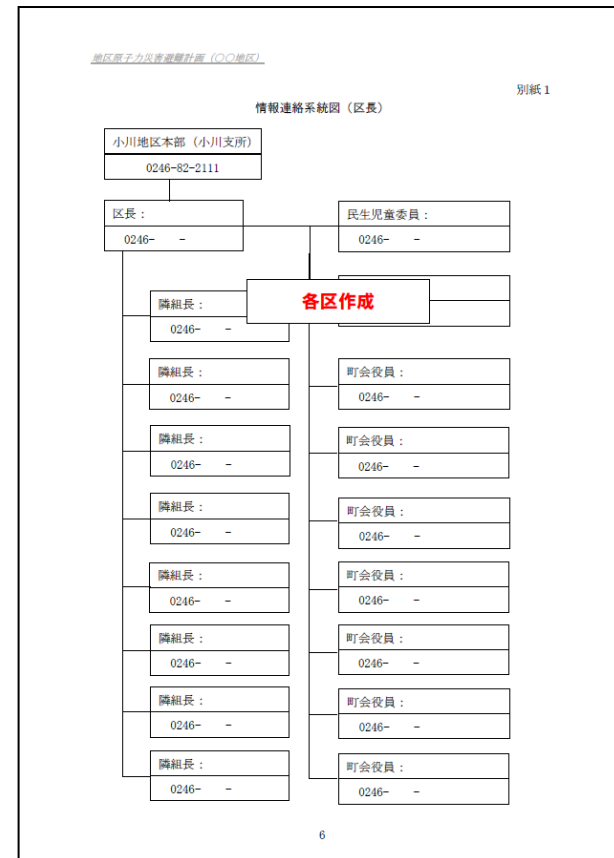
要配慮者：
高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

避難行動要支援者：
災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を

避難行動要支援者制度の対象となる方

- 1 介護保険制度の要介護度3から5の認定を受けた方
- 2 身体障害者手帳1、2級をお持ちの方
- 3 知的障害者で療育手帳Aをお持ちの方
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- 5 特定疾患医療受給者証をお持ちの方のうち重症認定に該当する方
- 6 上記1～5に該当しない方で災害時の避難に支援が必要な方

5



地区原子力災害避難計画について

避難行動要支援者避難実施要領

別紙3

No.	氏名	家族構成 (本人以外)	緊急通報 システム	要支援者区分	移 動	支 援 者	移動手 段	資機材・持出品
1	記入例 川前 太郎	0人	有	① 一人暮らし高齢者 ② 日中一人暮らし高齢者 ③ 高齢者のみの世帯 ④ 寝たきり ⑤ 障がい者 ⑥ その他	1 自立 2 見守りがあれば可 ③ 一部介助があれば可 4 不可	小川 一郎 片石田 純一 消防団1名 他1名	片石田家自 家用車	・車椅子(自宅) ・常備薬 ・眼鏡
	川前ヨシ子	0人	無	1 一人暮らし高齢者 ② 日中一人暮らし高齢者 ③ 高齢者のみの世帯 ④ 寝たきり ⑤ 障がい者 ⑥ その他	1 自立 ② 見守りがあれば可 ③ 一部介助があれば可 4 不可	消防団1名 松田 拓也	細野の 自家用車	
2	松田幸子	0人	無	① 一人暮らし高齢者 ② 日中一人暮らし高齢者 ③ 高齢者のみの世帯 ④ 寝たきり ⑤ 障がい者 ⑥ その他	1 自立 ② 見守りがあれば可 ③ 一部介助があれば可 4 不可	消防団1名 竹下 次郎	竹下の 自家用車	おくすり手帳
3	陣内ミツエ	0人	有	1 一人暮らし高齢者 ② 日中一人暮らし高齢者 ③ 高齢者のみの世帯 ④ 寝たきり ⑤ 障がい者 ⑥ その他	1 自立 ② 見守りがあれば可 ③ 一部介助があれば可 ④ 不可	消防団1名 陣内紀匡	バス乗車	
4	大地和義	0人	無	① 一人暮らし高齢者 ② 日中一人暮らし高齢者 ③ 高齢者のみの世帯 ④ 寝たきり ⑤ 障がい者 ⑥ その他	① 自立 ② 見守りがあれば可 ③ 一部介助があれば可 4 不可	消防団1名 和知喜久雄	バス乗車	
5	山本忠雄	0人	無	① 一人暮らし高齢者 ② 日中一人暮らし高齢者 ③ 高齢者のみの世帯 ④ 寝たきり ⑤ 障がい者 ⑥ その他	① 自立 ② 見守りがあれば可 ③ 一部介助があれば可 4 不可	消防団1名 飯盛謙一	バス乗車	

図上訓練の目標

- 1 情報伝達要領の考え方を確立する。
- 2 避難実施要領(一般住民)の考え方を確立する。
- 3 避難実施要領(要支援者等)の考え方を確立する。



区毎に地区原子力災害避難計画を作成する。



実動訓練で検証する。

本訓練シナリオ

時間（目安）	状 況	自治体の対応
1日目～3日目	東京電力(株)福島第二原子力発電所においてトラブルが発生。原子力規制委員会は 警戒事態 と判断	<ul style="list-style-type: none">・平常時モニタリングの強化・今後の情報等に留意するよう広報
4日目	事態が進展し、 施設敷地緊急事態 に至った。	(警戒広報) <ul style="list-style-type: none">・住民等へ情報伝達・屋内退避準備を指示
5日目	更に事態が進展し、 全面緊急事態 に至った。 内閣総理大臣が 原子力緊急事態宣言 を 発出	(屋内退避指示時広報) <ul style="list-style-type: none">・屋内退避を指示・避難等の準備を指示
7日目	緊急時モニタリングの結果、いわき市の一部が OIL2に該当 すると判断。国はいわき市に対し避難指示を発出	(避難等指示時広報) <ul style="list-style-type: none">・避難指示(1週間以内に避難)

ワークショップ(実施要領の説明)

1 リーダーの決定

地区原子力災害避難計画(情報伝達要領)を作成していただきます。

2 情報伝達要領の作成

1 各グループでリーダーを決めてください。

リーダーは

- ・意見のとりまとめ
- ・発表

を行っていただきます。

3 発表

4 避難実施要領(一般住民)の作成

ワークショップ(実施要領の説明)

1 リーダーの決定

2 情報伝達要領の
作成

3 発表

4 避難実施要領
(一般住民)の作成

2 地区原子力災害避難計画(情報伝達要領)作成の考え方を整理してください。

ワークシートを使用し、地区避難計画作成の考え方を整理してください。

また、この計画を運用するために必要な取り組みを検討してください。

昨年度の訓練成果(一部抜粋)

(情報伝達に係る分野)

地域の課題

ア 情報伝達の順番・範囲

- どの順序で連絡するか未定
- 集合住宅や隣組へ未加入の世帯に対する連絡方法
- 伝達対象者が不明確

イ 地域住民の把握

- 要支援者の所在が不明
- 世帯別の構成・人数が不明

ウ メール等の活用

- 操作に慣れた者しか使用できない。
- 受信後の活動が整理されていない。

エ 要支援者に対する情報伝達手段

- 情報端末の未所持、操作できない方への対応

オ アパート等への情報伝達

- 隣組未加入者の把握と、伝達時の責任の所在

今後の取り組み

ア 情報伝達の順番・範囲

- 連絡網の整備
- 自ら情報収集できるものは連絡網から除外(情報を入手できない世帯に限定した連絡網の整備)

イ 地域住民の把握

- 平素からの戸別訪問、行政からの隣組加入呼びかけ

ウ メール等の活用

- 学校等のメールリストの活用
- 市防災メール講習会の実施

エ 要支援者に対する情報伝達手段

- 民生委員、組長・班長による戸別訪問

オ アパート等への情報伝達

- 管理会社との連携
- 文書回覧、拡声器での伝達

ワークショップ（実施要領の説明）

1 リーダーの決定

2 情報伝達要領の
作成

3 発表

4 避難実施要領
（一般住民）の作成

2 地区原子力災害避難計画（情報伝達要領）作成の考え方を整理してください。

＜作成のためのヒント＞

- 全ての住民が2種以上の情報入手手段を確保できていますか。
- 停電時、電話不通時の代替手段はどうしますか。
- 昼間・深夜、不在時でも伝達できますか。
- 雨天時、降雪時でも問題はありませんか。

区連絡網構想

(検討の一例)

目標時間

役員クラス：15分

対象住民：60分

役職：区長
氏名：○○ ○○

主電話

副訪問

役職：組長
氏名：

主電話

副訪問

役職：組長
氏名：

主電話

副訪問

役職：民生・児童委員
氏名：

主訪問

副電話

役職：PTA代表
氏名：

主LINE

副電話

班長

主 副

班長

主 副

班長

主 副

班長

主 副

班長

主 副

伝達協力者①

主 副

伝達協力者②

主 副

主 副

主 副

主 副

連絡網対象者

(自ら情報を収集することが難しい者)

概数

40名

参考①

平地区人口
100,978名
要支援者数
4,346名
(人口の約4%)

参考②

避難行動要支援者名簿の名簿提供同意率 約50%

連絡網非対象者

自ら情報を収集することができる者

概数

960名

収集手段：テレビ、エリアメール、市防災メール、
防災行政無線、広報車、市ホームページ、SNS

ワークショップ（実施要領の説明）

1 リーダーの決定

2 情報伝達要領の
作成

3 発表

4 避難実施要領
（一般住民）の作成

3 発表

グループで検討した課題について発表して
いただきます。

（各グループ3分程度）

ワークショップ（実施要領の説明）

1 リーダーの決定

2 情報伝達要領の
作成

3 発表

4 避難実施要領
(一般住民)の作成

4 地区原子力災害避難計画（避難実施要領）の考え方を整理してください。

ワークシート及び地図を使用し、地区避難計画作成の考え方を整理してください。

また、この計画を運用するために必要な取り組みを検討してください。

昨年度の訓練成果(一部抜粋)

(避難に係る分野)

地域の課題

ア 避難誘導時の役割分担

分担が決まっていない

イ 避難行動要支援者の把握・支援体制整備

- ・要支援者を把握できていない
- ・協力者や機材が整備されていない

ウ 避難済者の確認方法

- ・避難する者がどこに行ったかを把握する方法が無い。

エ 避難経路・一時集合場所の見直し

- ・避難ルートが狭い、坂が急
- ・駐車場が狭い

オ 復興住宅・アパートとの連携

- ・復興住宅等の住民への支援や受援

今後の取り組み

ア 避難誘導時の役割分担

- ・自主防災組織や隣組等で役割を事前に協議し、分担を決めておく

イ 避難行動要支援者の把握・支援体制整備

- ・民生委員を中心に支援体制を決める。
- ・避難行動要支援者の情報を区長等と共有しておく。

ウ 避難済者の確認方法

- ・避難の際に自宅に紙で掲示する
- ・区長等に連絡する。

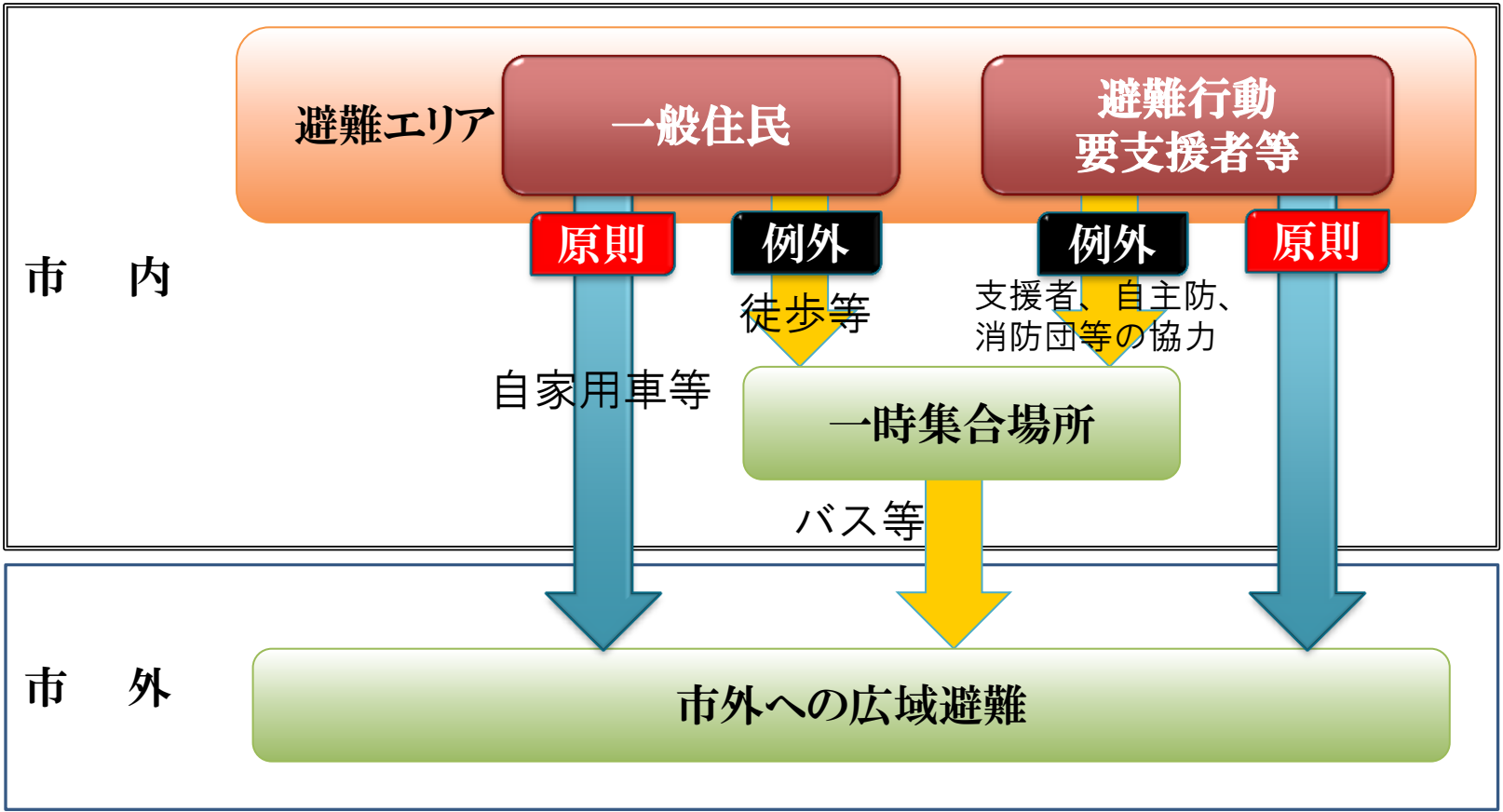
エ 避難経路・一時集合場所の見直し

オ 復興住宅・アパートとの連携

- ・隣組への加入促進
- ・区の対策との切り離し



いわき市計画における 住民避難の基本パターン



一時集合場所

協議会名	行政区	一時集合場所
神谷地区 区長協議会	中神谷西	平第六小学校
	中神谷北	
	中神谷南	
	平47区（ 塩 ）	平第二中学校
	平48区（鎌 田）	
	平49区（上神谷）	平第六小学校
	平50区（上片寄）	いわき市北部憩いの家
平51区（下片寄）		
夏井地区 区長協議会	山崎区	夏井小学校
	菅波区	
	上大越区	
	荒田目区	
	下大越区	藤間中学校
草野地区 区長協議会	藤間区	草野小学校
	大字泉崎区	
	下神谷区	
	赤沼区	
	六十枚区	
	原高野区	
	馬目区	
	絹谷区	
	北神谷区	
水品区		

ワークショップ(実施要領の説明)

1 リーダーの決定

2 情報伝達要領の
作成

3 発表

4 避難実施要領
(一般住民)の作成

4 地区原子力災害避難計画(避難実施要領)の考え方を整理してください。

<作成のためのヒント>

- 一般住民(車移動可)、一般住民(車移動不可)の避難実施要領を検討する。
- 避難実施要領の運用に必要な、市への要望事項についても記載する。

検討の一例

避難実施要領(一般住民)

項目	実施要領
① 避難誘導要領(車移動可)	
避難対象者数	人
避難先市町村	南方面:稲敷市、美浦村 西方面:郡山市、須賀川市、三春町
避難手段	自家用車
誘導方法	警察の誘導に従い、各戸毎に避難する。
避難確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難開始時点で、〇〇集会所に立ち寄り、名簿に記入してから避難する。 ・名簿は区長が回収する。 ・玄関にタオルを下げる。 ・区長へメール

項目	実施要領
② 避難誘導要領(車移動不可)	
避難対象者数	人
避難先市町村	南方面:稲敷市、美浦村 西方面:郡山市、須賀川市、三春町
一時集合場所	●●●●
避難手段	①一時集合場所まで <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の車両で一時集合場所まで移動 ・徒歩で〇〇公民館に集合後、役員の車両で移動 ②避難場所まで 市が用意するバスで避難する。
支援担当	消防団、役員
誘導方法	①一時集合場所まで 誘導なし ②避難場所まで 警察の誘導に従うものとする
避難確認方法	一時集合場所で名簿に記入

【避難にあたって協力を期待する事項】

- ・
- ・
- ・



まとめ

情報伝達要領・避難実施要領の
考え方は整理できましたか。

おわりに

- ①災害は様々な顔を持っています。
各種災害に関心を持ち、想像力を鍛える。
- ②地域で総力を挙げて、知恵を結集し、支援策を準備する。
- ③防災対策への想像力を豊かに
(災害、生活、協働のイメージ)

今後の依頼事項①

本日整理した区連絡網構想の考え方に基づき、各区ごと、情報伝達要領(連絡網)を作成してください。

【作成の仕方】

① 区連絡網構想を事務局で整理した後、連絡網の様式とともに7月中～下旬までに区長へ郵送させていただきます。

② 8月31日(木)までに、事務局へ提出願います。

◎作成した情報伝達要領を実動訓練で検証します。

今後の依頼事項②

次回訓練では、避難行動要支援者等の避難実施要領を作成します。

- 区長(自主防会長)は、要支援者名簿のご確認をお願いします。
- 他の参加者は、近隣の高齢者や要支援者についてイメージしておいてください。

次回の訓練案内

平地区(2回目)

テーマ：地区避難計画(避難実施要領)の作成

日時：

①草野地区①	8月29日	(火)	} 18:30
20:30
②草野地区②	8月31日	(木)	
③夏井地区①	8月28日	(月)	
④神谷地区①	8月24日	(木)	
⑤神谷地区②	8月25日	(金)	